

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市
 条例第 86 号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市宝が池公園運動施設について、次のとおり、使用料の適正化を図るため、これを改定するとともに、新たに会議室を設けて、その使用料等を定めることとしました。

1 テニスコートの使用料の改定

区 分	現 行	改正後
1面1時間につき	休日等	1,700 ^円
	その他の日	1,300
		1,800 ^円
		1,400

備考 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

2 会議室の設置

施設の名称	供 用 日	供 用 時 間	使 用 料
A会議室及びB会議室	1月5日から 12月27日まで	午前8時から午後9時まで	1時間につき500円

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第86号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

目次中「球技場及びテニスコート」を「球技場等」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 球技場等

第3条第1項中「球技場、テニスコート及び構内地（以下「球技場等」という。）」を「球技場等（球技場、テニスコート、A会議室及びB会議室（以下「会議室」という。）並びに構内地をいう。以下同じ。）」に改める。

第4条本文中「及びテニスコート」を「、テニスコート及び会議室」に改める。

第9条中「又は」を「、会議室又は」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「又は」を「、会議室又は」に改め、同項第1号中「テニスコート」の右に「及び会議室」を加える。

別表第1備考以外の部分中 「

テニスコート

」 を 「

テニスコート
会議室

」 に

改める。

別表第5テニスコート（1面1時間につき）の項を次のように改める。

テニスコート（1面1時間につき）	1,800円	1,400円
会議室（1時間につき）		500

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)